

私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会会則

改正 2018年4月20日

(目的)

第1条 本会は、私立大学図書館協会西地区部会各地区協議会細則第2条第1項により、京都地区協議会と称し、本会加盟館の発展と相互協力を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 本会は、京都、奈良、滋賀、福井、石川、富山の1府5県私立大学図書館協会加盟館で組織する。

2 事務局を京都地区協議会理事校に置く。理事校は、本会の代表校となる。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会・研修会等の開催に関する事業
- (2) 相互協力に関する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を行うために、総会の議を経て細則を定めることができる。

(総会)

第4条 本会の定期総会は年2回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会では、本会の予算、決算、事業計画等の重要事項を審議する。

3 総会は加盟校の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立するものとする。

4 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または加盟校の3分の1以上の請求があるとき、開催するものとする。

5 総会の議長は、次回総会当番校が担当するものとする。

第5条 総会の議決および承認は、各校1票とし、出席校の3分の2以上の賛成を必要とする。

(役員校)

第6条 本会に次の役員校を置き、会務の執行を行う。

- (1) 理事校
- (2) 幹事校（正・副各1校）

2 理事校および幹事校の任期は2年とする。幹事校の1年目は副担当、2年目は主担当とする。

3 理事校選出基準は、別に定める。

(運営委員会)

第7条 本会に運営委員会を置き、会務の執行を円滑に行うための協議と立案を行う。

2 運営委員会は前条の役員校、相互協力委員会委員長校および次回総会当番校で組織し、委員長校には理事校を充てる。なお、委員長校が特にその必要を認めた加盟校について

は、これを招集することができる。

- 3 運営委員会は協議会ホームページを管理運営する。なお、コンテンツ係は役員校が担当する。

第8条 運営委員会は、委員長校が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、原則として年2回以上開催するものとする。
- 3 委員長校は、委員の3分の1以上の請求があるときは、運営委員会を招集しなければならない。

(委員会)

第9条 本会の事業を行うために次の各号に定めた委員会を設置する。

- (1) 京都地区協議会相互協力委員会
- (2) 京都地区協議会研究会検討委員会
- 2 前項の委員会は理事校が統括する。
- 3 本会の事業を行う上で必要となる委員会は、総会の議を経て設置することができる。
(研究会)

第10条 本会は、第1条に定める目的を達成するために、研究会を年2回以上開催する。
(経費)

第11条 本会の経費は、加盟校から徴収する活動分担金、部会交付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

- (1) 分担金は、1校9,000円とする。
- (2) 臨時に徴収する会費は、運営委員会においてその都度定める。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第13条 本会の会計は、幹事校の監査を経て、総会で承認を得なければならない。

(会則の改正)

第14条 本会則の改正は、総会の承認を必要とする。

附則

本会則は、2005年4月22日から改正施行する。

附則

本会則は、2010年4月28日から改正施行する。

附則

本会則は、2011年4月1日から施行する。

附則

本会則は、2013年10月22日から施行する。

附則

本会則は、2014年4月24日から施行する。

附則

- 1 本会則は、2015年5月1日から施行する。
- 2 この規程の改正に伴い、「京都地区協議会ホームページ運営委員会規程」（平成21年4月1日制定）は廃止する。

附 則

本会則は、2018年4月20日から施行する。